

令和 7 年度水産関係事業に係る積算基準について

1. 積算基準の取扱い

1) 積算基準の取扱い

兵庫県が実施する水産庁所管の水産関係事業の積算にあたっては、水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和 7 年度版）」を準用する。

なお、準用にあたっては、一部語句について、下表のとおり読み替える。

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和 7 年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																		
3－4 工事価格の端数処理 工事価格は、10,000 円単価とする。工事価格の10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。	－（適用しない）	【第 1 部】 p.1-2-4 3.積算価格 構成の内訳																																																		
5. 変更契約の積算 5－1 工事量減量の場合 （以下、省略） 5－2 工事量増量および追加の場合 （以下、省略）	－（適用しない）	【第 1 部 p.1-2-4 5.契約変更の積算																																																		
公共工事設計労務単価	兵庫県土木工事積算単価表	【第 1 部】 p.2-1-1 2-1-1 労務単価 他																																																		
材料単価は、支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおり、以下の方法で決定する。	材料単価は、以下の方法で決定する。	【第 1 部】 p.2-1-2 2-2-1 材料単価																																																		
「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第 1 部】 p.2-1-4 2-3-3 船舶・機械器具等損料 他																																																		
<table><tr><th>項 目</th><th>数 位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>数 量</td><td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。</td><td>四捨五入</td></tr><tr><td>材 料 単 価</td><td>銭止め</td><td rowspan="5">切り捨て</td></tr><tr><td>運転・供用単価</td><td>円止め</td></tr><tr><td>損 料</td><td>銭止め</td></tr><tr><td>代 価 金 額</td><td>円止め</td></tr><tr><td>代 価 総 額</td><td>円止め</td></tr><tr><td>代 価 単 価</td><td>円止め</td><td rowspan="2">四捨五入</td></tr><tr><td>代 価 数 量 （能力値）</td><td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。</td></tr><tr><td>施工パッケージ単価</td><td>有効数字 4 桁</td><td>5 桁目以降切り上げ</td></tr></table>	項 目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	銭止め	切り捨て	運転・供用単価	円止め	損 料	銭止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め	四捨五入	代 価 数 量 （能力値）	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。	施工パッケージ単価	有効数字 4 桁	5 桁目以降切り上げ	<table><tr><th>項 目</th><th>数 位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>数 量</td><td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。</td><td>四捨五入</td></tr><tr><td>材 料 単 価</td><td>円止め</td><td rowspan="5">切り捨て</td></tr><tr><td>運転・併用単価</td><td>円止め</td></tr><tr><td>損 料</td><td>円止め</td></tr><tr><td>代 価 金 額</td><td>円止め</td></tr><tr><td>代 価 総 額</td><td>円止め</td></tr><tr><td>代 価 単 価</td><td>円止め</td><td rowspan="2">四捨五入</td></tr><tr><td>代 価 数 量 （能力値）</td><td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。</td></tr><tr><td>施工パッケージ単価</td><td>円止め（但し、1 円未満の場合は、有効数字 1 桁、2 桁目以降切り捨て）</td><td>切り捨て</td></tr></table>	項 目	数 位	摘 要	数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。	四捨五入	材 料 単 価	円止め	切り捨て	運転・併用単価	円止め	損 料	円止め	代 価 金 額	円止め	代 価 総 額	円止め	代 価 単 価	円止め	四捨五入	代 価 数 量 （能力値）	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。	施工パッケージ単価	円止め（但し、1 円未満の場合は、有効数字 1 桁、2 桁目以降切り捨て）	切り捨て	【第 1 部】 p.2-1-6 2-8-2 代価表 2)代価表の作成
項 目	数 位	摘 要																																																		
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。	四捨五入																																																		
材 料 単 価	銭止め	切り捨て																																																		
運転・供用単価	円止め																																																			
損 料	銭止め																																																			
代 価 金 額	円止め																																																			
代 価 総 額	円止め																																																			
代 価 単 価	円止め	四捨五入																																																		
代 価 数 量 （能力値）	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。																																																			
施工パッケージ単価	有効数字 4 桁	5 桁目以降切り上げ																																																		
項 目	数 位	摘 要																																																		
数 量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数 2 位止めとする。	四捨五入																																																		
材 料 単 価	円止め	切り捨て																																																		
運転・併用単価	円止め																																																			
損 料	円止め																																																			
代 価 金 額	円止め																																																			
代 価 総 額	円止め																																																			
代 価 単 価	円止め	四捨五入																																																		
代 価 数 量 （能力値）	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は 1 位止めとする。																																																			
施工パッケージ単価	円止め（但し、1 円未満の場合は、有効数字 1 桁、2 桁目以降切り捨て）	切り捨て																																																		
施工パッケージ単価（有効数字 4 桁、5 桁目以降切り上げ）	施工パッケージ単価（1 位止め、切り捨て。但し、1 円に満たない場合は、有効数字 1 桁、2 桁目以降切り捨て）	【第 1 部】 p.2-1-6 2-8-3 総括表 1)単価																																																		

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和7年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考				
9. 端数処理の取扱い 四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。 例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げとし、0の場合は切り捨てるものとする。	－（適用しない）	【第1部】p.2-1(13) 補足資料1 直接工事費				
4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 （以下、省略） 2. 設計変更 （以下、省略）	－（適用しない）	【第1部】 p.2-4-1～p.2-4-3				
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」または（社）日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2）回航距離の算出」による。	【第1部】 p.3-4.1-43 3)回航距離の算出 他				
②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。 ただし、供用日数（N ₁ ）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。	②乗船手当は供用日数（N ₁ ）が、1日未満の場合は計上しない。	【第1部】 p.3-4.1-44 3-8-3-2 回航費の積算 3)運転費の算出 他				
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」	【第1部】 p.5-1-12 2-3-6 旅費等の算出 2)旅費等の算出				
①宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。 <table border="1"><thead><tr><th>宿泊手当</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,181円</td><td>宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。</td></tr></tbody></table> 注）上表中の金額は、消費税を含まない額である。	宿泊手当	摘 要	2,181円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。	－（適用しない）	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出
宿泊手当	摘 要					
2,181円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。					

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和7年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考
②宿泊費 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。（小数1位切捨て）） ③鉄道賃等 鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。	—（適用しない）	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出
海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行「内航距離表」または海図等により算出する。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」、えい航距離は海図等により算出する。	【第1部】 p.5-1-(8) 5. 回航・えい航距離の算定
2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同等とする。	—（適用しない）	【第2部】 p.1-1-2 2-2 業務委託料の積算
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」等	【第2部】 p.1-1-2 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2)各構成費目の算定 他

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和7年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考				
業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。 $\frac{\text{業 務 価 格}}{\text{(落札率を乗じた額)}} = \frac{\text{請負額}}{\text{当初官積算額}} \times \text{変更官積算業務価格}$ 変更業務委託料＝業 務 価 格×（1＋消費税率） （落札率を乗じた額） 注）1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初官積算と同一方法により積算する。 2. 請負額、官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。	業務委託料の変更は、「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。	【第2部】 p.1-1-3 2-3 設計変更の積算				
（2）宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。 <table border="1"><thead><tr><th>宿泊手当</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,181円</td><td>宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。</td></tr></tbody></table> 注）上表中の金額は、消費税を含まない額である。 （3）宿泊費 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。 （旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。（小数1位切捨て）） （4）車中および船中泊 旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。 （5）鉄道賃等 鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。	宿泊手当	摘 要	2,181円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。	－（適用しない）	【第2部】 p.1-1-5 3)旅費の算出
宿泊手当	摘 要					
2,181円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。					

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和7年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考
（６）その他 １．作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。 ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。 ２．協議、打合せ、報告 協議、打合せ、報告が、標準歩掛に明示してある歩掛については、歩掛（〇人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。また、協議、打合せ、報告が設計等業務の標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み 0.5 人／回を標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。 ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は、別途考慮する。 ３．設計等業務における協議、打合せ、報告および旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。	－（適用しない）	【第２部】 p.1-1-5 3)旅費の算出
支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）	「兵庫県積算単価表」等	【第２部】 p.2-1-2 (2)材料費 他
「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「測量器械損料」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第２部】 p.2-1-2 (3)機械経費 ②機械器具損料 他
２－３ 測量業務費の積算方式 測量作業費及び測量調査費は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	－（適用しない）	【第２部】 p.2-1-3 2-3 測量業務費の積算方式
２－３ 磁気探査業務（工事）費の積算方式 業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000 円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする	－（適用しない）	【第３部】 p.2-4-3 2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和7年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考
2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 （3）潜水探査工事費（消費税相当額を除く）は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000 円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	－（適用しない）	【第2部】 p.2-5-2 2-3 潜水探査工事の積算方式
2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	－（適用しない）	【第2部】 p.2-6-3 2-3 海象観測装置定期点検・保守義務の積算方式
2-3 調査費の積算方式 業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	－（適用しない）	【第2部】 p.2-6-(4) 2-3 調査費の積算方式
2-3 土質調査の積算方式 一般調査業務費及び解析等調査業務費は10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で調整を行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	－（適用しない）	【第2部】 p.3-1-3 2-3 土質調査の積算方式

2）積算基準の優先順位

上記によることが現場条件などから不適当な場合には、実績、県積算基準書（他編）、見積り等を参考として決定すること。

